

平成 18 年 7 月 19 日
5 : 3 0

国土交通省中部地方整備局
災 害 対 策 本 部

お 知 ら せ (第 10 報)

1 . 件 名

国道 19 号の土砂流出による全面通行止めについて

発生箇所：

- (1) 国道 19 号 165 . 5 k p 地点 (塩尻市贅川)
- (2) 国道 19 号 157 . 7 k p 地点 (塩尻市奈良井)
- (3) 国道 19 号 161 . 5 k p 地点 (塩尻市櫛川)
- (4) 国道 19 号 158 . 1 k p 地点 (塩尻市奈良井)

発生順に記載しています。

2 . 内 容

上記の箇所につきましては、先にお知らせしましたように、いずれも国道 19 号道路脇からの流出土砂により引き続き通行規制を行っています。

なお、広域交通についても、塩尻市高出と木曾町日義地内で引き続き通行規制を行っています。また、いずれの被災箇所とも復旧の見込みは、現在のところ、たっておりません。

3 . 解 禁

なし

4 . 配布先

中部地方整備局記者クラブ

5 . 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 道路部 交通対策課 濱地 仁

T E L 0 5 2 - 9 5 3 - 8 2 9 3